

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <p>001～015</p> <p><u>016 体表面用電場電極</u></p> <p>(1) <u>膠芽腫用</u> <u>35,900円</u></p> <p>(2) <u>非小細胞肺癌用</u></p> <p>① <u>小型</u> <u>48,800円</u></p> <p>② <u>大型</u> <u>65,000円</u></p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) パルスフュールトラブレーション用 <u>681,000円</u></p> <p>① <u>標準型</u> <u>681,000円</u></p> <p>② <u>熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能</u> <u>883,000円</u></p> <p>(心房内・心室内全域型) 付加型</p> <p>124～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) 末梢血管用ステントセット</p> <p>(3) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 再狭窄抑制型</p> <p>ア 標準型 <u>173,000円</u></p> <p>イ <u>橈骨動脈穿刺対応型</u> <u>192,000円</u></p>	<p>別表</p> <p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <p>001～015</p> <p>(新設)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～122 (略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) パルスフュールトラブレーション用 <u>681,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>124～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) 末梢血管用ステントセット</p> <p>(3) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 再狭窄抑制型</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>173,000円</u></p> <p>(新設)</p>

	⑦ (略)	
	(4)～(3) (略)	
134～167	(略)	
168	心腔内超音波プローブ	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 再製造	
	① (略)	
	② 磁気センサー付き	229,000 円
169～194	(略)	
195	体表用電場電極	
	(1) 膠芽腫用	35,900 円
	(2) 非小細胞肺癌用	
	① 小型	48,800 円
	② 大型	65,000 円
196～210	(略)	
211	植込型骨導補聴器 (直接振動型)	
	(1) インプラント	
	① 標準型	720,000 円
	② 特殊型	744,000 円
	(2) 音声信号処理装置	
	① 標準型	325,000 円
	② 特殊型	325,000 円
	(3) オプション部品 (標準型)	29,800 円
212～237	(略)	
238	冷凍アブレーション用バルーンカテーテル	389,000 円
239	腎神経焼灼術用カテーテル	
	(1) 超音波エネルギー式	
	① カテーテル	694,000 円
	② カートリッジ	124,000 円
	(2) 高周波エネルギー式	1,410,000 円
240	経皮的三尖弁クリップシステム	3,060,000 円
	注 経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを2個以上	

	⑦ (略)	
	(4)～(3) (略)	
134～167	(略)	
168	心腔内超音波プローブ	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 再製造	
	① (略)	
	(新設)	
169～194	(略)	
195	体表用電場電極	
	(新設)	
	(新設)	35,900 円
196～210	(略)	
211	植込型骨導補聴器 (直接振動型)	
	(1) インプラント	
	(新設)	720,000 円
	(新設)	
	(2) 音声信号処理装置	
	(新設)	325,000 円
	(新設)	
	(3) オプション部品	29,800 円
212～237	(略)	
	(新設)	

使用する場合は、追加する1個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。

Ⅲ～Ⅴ (略)

Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレ一用 (J I S適合品)	1 g	<u>15,991円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>14,682円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金5 8.33%以上)	1 g	<u>14,777円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>14,766円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金1 2%以上 J I S適合品)	1 g	<u>4,779円</u>
007～009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金1 5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>6,446円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60% 以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>262円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60% 以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>287円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>293円</u>
014～071 (略)		
VII～IX (略)		

Ⅲ～Ⅴ (略)

Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレ一用 (J I S適合品)	1 g	<u>13,287円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>11,978円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金5 8.33%以上)	1 g	<u>12,073円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>12,062円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金1 2%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,802円</u>
007～009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金1 5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>5,435円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60% 以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>207円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60% 以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>232円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>261円</u>
014～071 (略)		
VII～IX (略)		